

天皇杯全日本サッカー選手権大会 運営要項 改訂の件

第94回大会	第95回大会	理由
<p><b>第 34 条[キックオフ時刻の厳守]</b></p> <p>①いずれか一方のチームがキックオフ時刻に競技場に現れない場合、相手チームは 45 分間待機する義務を負う。</p> <p>②前項の待機時間経過後、競技場に現れなかったチームは、敗戦したものとみなされる。</p> <p>③天皇杯実施委員会は遅刻したチームに対して、発生した費用の補償を命じることができる。</p> <p>④悪天候、地震などの天災地変、または公共交通機関の不通その他いずれのチームの責にも帰すべからざる事由(以下「不可抗力」という)、またはテレビもしくはラジオの同時中継放送の都合によりキックオフ時刻を遅らせる場合は、主審およびマッチコミッショナーの事前の承認を得なければならない。ただし、テレビもしくはラジオの放送の都合による遅延は 5 分以内に限る。</p> <p>⑤後半のキックオフ時刻は、前半のキックオフ指定時刻(主審とマッチコミッショナーにより最終確認された時刻をいう)の60分後とする。ただし、前半のアディショナルタイム等が5分を超えた場合、超えた分だけ後半のキックオフ時刻を遅らせることとする。</p>	<p><b>第 34 条[キックオフ時刻の厳守]</b></p> <p>①いずれか一方のチームがキックオフ時刻に競技場に現れない場合、相手チームは 45 分間待機する義務を負う。</p> <p>②前項の待機時間経過後、競技場に現れなかったチームは、敗戦したものとみなされる。</p> <p>③天皇杯実施委員会は遅刻したチームに対して、発生した費用の補償を命じることができる。</p> <p>④悪天候、地震などの天災地変、または公共交通機関の不通その他いずれのチームの責にも帰すべからざる事由(以下「不可抗力」という)、またはテレビもしくはラジオの同時中継放送の都合によりキックオフ時刻を遅らせる場合は、主審およびマッチコミッショナーの事前の承認を得なければならない。ただし、テレビもしくはラジオの放送の都合による遅延は 5 分以内に限る。</p> <p>( ⑤削除 )</p>	<p>アクチュアル・プレーイングタイムの改善による。</p>